（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）

第二十七条　法第八十七条の二第一項第一号の二（法第百条第一項において準用する場合を含む。第四項第一号において同じ。）の主務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　前条第四項各号に掲げる業務（同項第十八号から第二十二号までに掲げる業務については証券子会社等（法第八十七条の二第二項第五号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、前条第四項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。）

2　法第八十七条の二第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあっては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

3　法第八十七条の二第一項第三号（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十項第一号イにおいて同じ。）の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

4　法第八十七条の二第一項第五号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当該連合会（法第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う連合会に限る。以下この条において同じ。）の連合会集団（当該連合会及びその子会社の集団（特定子銀行（当該連合会の子会社のうち、法第八十七条の二第一項第一号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）又は法第八十七条の二第一項第一号の二に掲げる会社をいう。以下この号及び次項において同じ。）及び当該連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二　（略）

5　（略）

6　法第八十七条の二第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（金融商品取引所をいう。次項及び第四十五条第一項第三号において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一～四　（略）

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）

第二十七条　法第八十七条の三第一項第一号の二（法第百条第一項において準用する場合を含む。第四項第一号において同じ。）の主務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　前条第四項各号に掲げる業務（同項第十八号から第二十二号までに掲げる業務については証券子会社等（法第八十七条の三第二項第五号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、前条第四項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。）

2　法第八十七条の三第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあっては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

3　法第八十七条の三第一項第三号（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十項第一号イにおいて同じ。）の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

4　法第八十七条の三第一項第五号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当該連合会（法第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う連合会に限る。以下この条において同じ。）の連合会集団（当該連合会及びその子会社の集団（特定子銀行（当該連合会の子会社のうち、法第八十七条の三第一項第一号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）又は法第八十七条の三第一項第一号の二に掲げる会社をいう。以下この号及び次項において同じ。）及び当該連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二　（略）

5　（略）

6　法第八十七条の三第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（金融商品取引所をいう。次項及び第四十五条第一項第三号において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一～四　（略）